

損失計上した個別事業の検証方法等について

概要

- 今般損失計上した全ての事業について、審査手続、支援基準への適合性、支援決定後の対応等を検証。
- JOINの経営への国土交通省の関与のあり方等について検証。

検証の方法

1. 事業の経緯・概要

検証対象の事業内容、案件組成から支援決定、モニタリング段階までに至る経緯（パートナー事業者の関与状況等）について確認する。

2. 手続きの適正性・実効性

法令等の規定に基づく手続きを実施していたか、社外取締役への十分な説明やJOIN事業委員会での実効性ある議論が行われていたかについて検証する。

3. 支援基準の適合性

- 支援基準の各項目を満たしているかについて、JOIN事業委員会での議論や判断根拠等を確認しながら検証し、認可時の国交省の確認状況についても検証する。
- 支援の妥当性（必要性、代替ツール、支援規模等）やリスク管理の妥当性（カントリーリスクの評価、1件当たりの出融資規模、事業の特性に応じたリスクの専門家の関与等）について検証する。

4. モニタリング管理の実効性

- 事業の経過と経過状況への対応（支援決定後の事業の経過により支援基準の適合性から外れた際、適切に対処したか）について検証する。
- JOIN事業委員会への報告・議論や国交省への報告状況（報告のタイミング、内容の妥当性、報告後の対応等）、全体ポートフォリオの管理状況について検証する。

5. 投資実績の評価・開示

- 損失計上のタイミング（パートナー企業と損失計上のタイミングが異なることの妥当性、Exitの検討状況等）
- 公表のタイミング（パートナー企業が損失計上した時点での対応等）

個別の検証ポイント（例）

○検証①（テキサス高速鉄道事業）

- 投資規模
- パートナー企業や現地ハンズオン支援の在り方

○検証②（ブラジル都市鉄道整備・運営事業）

- リスク管理の在り方
- 支援スキームの在り方

○検証③（ミャンマー都市開発3事業）

- カントリーリスクへの対応
- 債務保証の在り方

○検証④（その他事業）

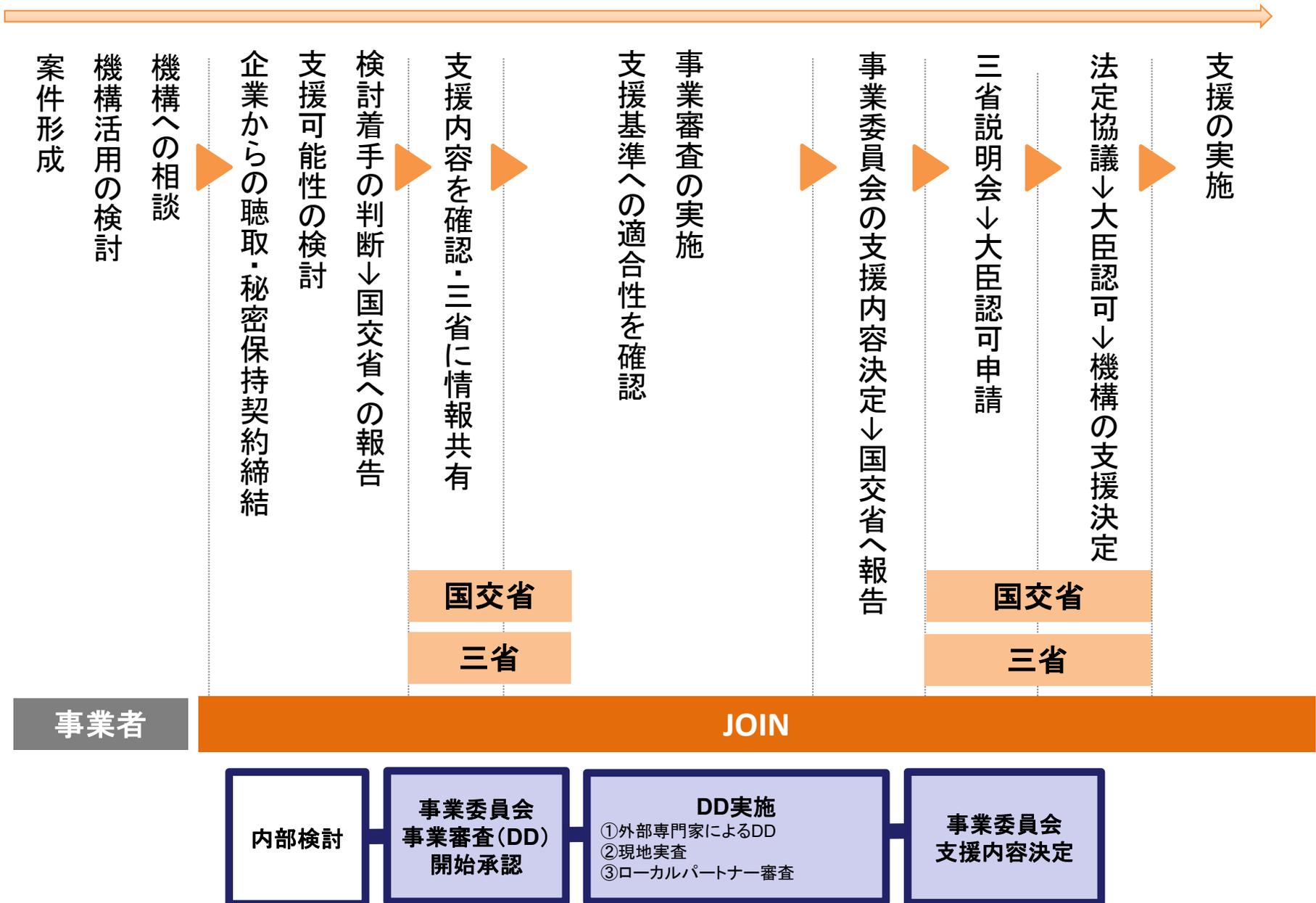
- インフラ分野に関する新技術分野への投資の在り方

○その他

- 全体ポートフォリオ管理の状況
- 情報開示の状況
- 国交省の関与の在り方

支援の申込みから支援の実施までの流れ

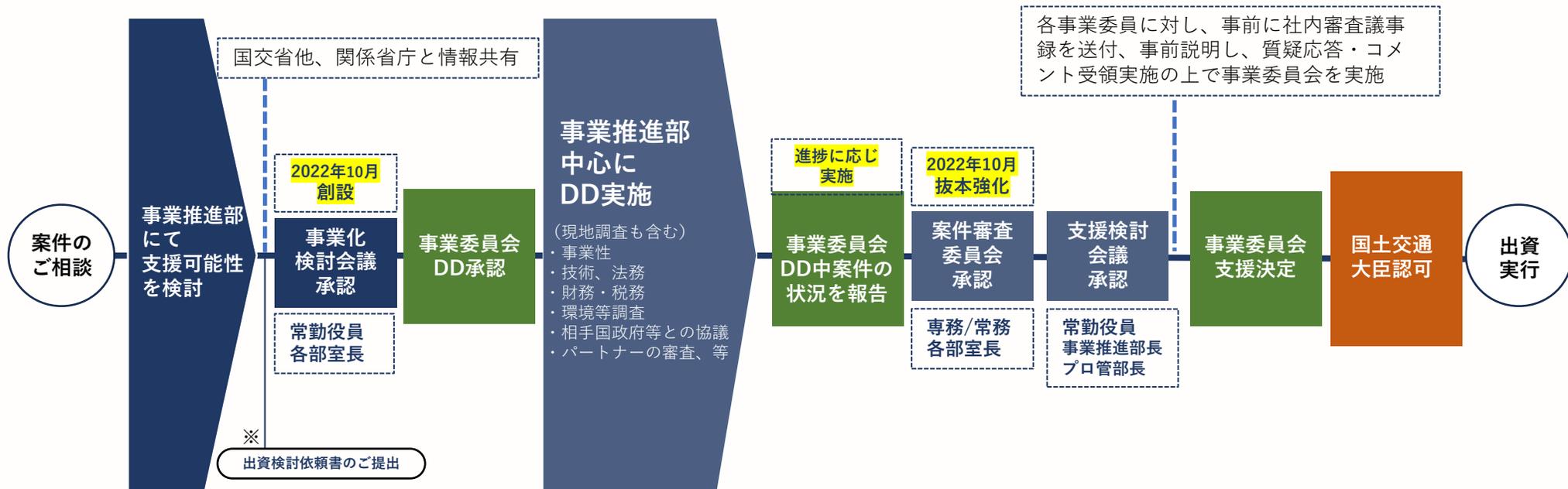
(参考)第1回資料より



出資実行までのプロセス

内部検討フェーズ

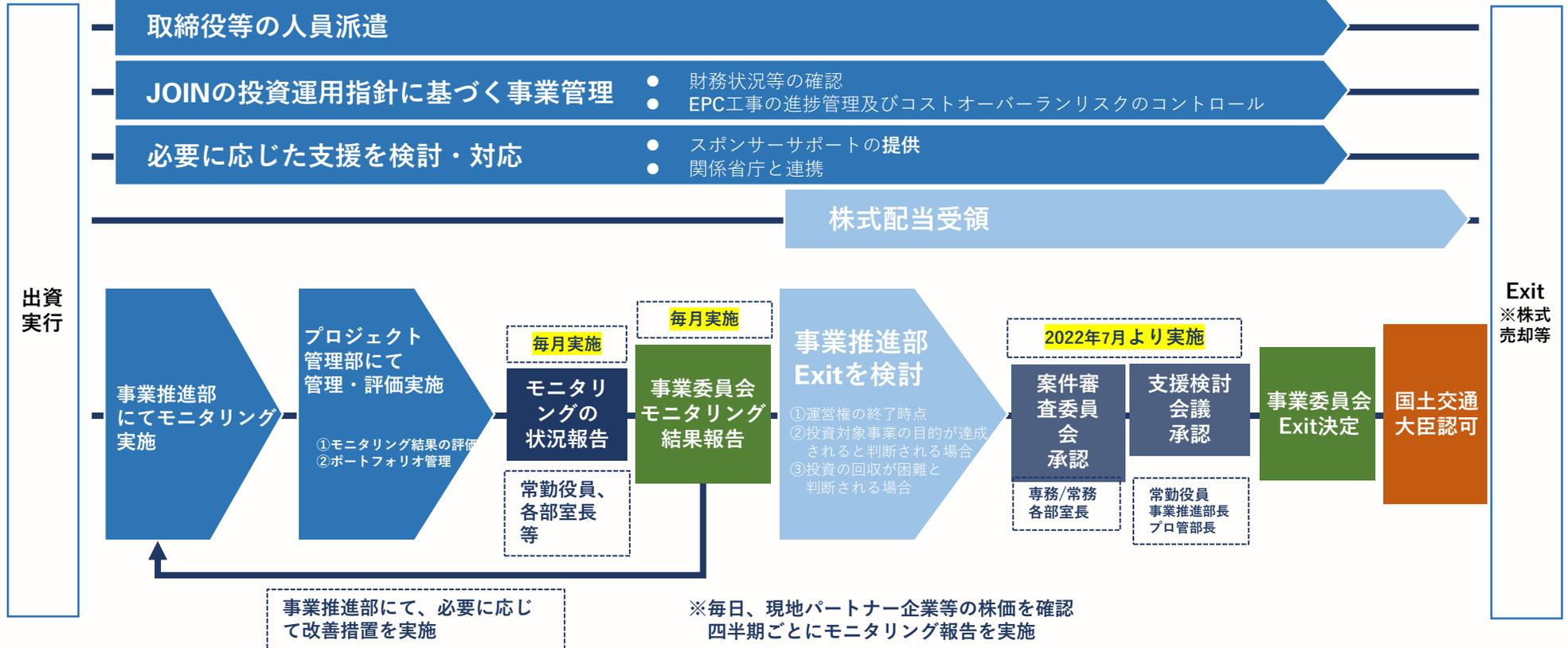
事業審査/Due Diligence (DD)



出資後の経営支援体制



- 取締役等の人員派遣
 - JOINの投資運用指針に基づく事業管理
 - 財務状況等の確認
 - EPC工事の進捗管理及びコストオーバーランリスクのコントロール
 - 必要に応じた支援を検討・対応
 - スポンサーサポートの提供
 - 関係省庁と連携
- 株式配当受領



JOINは、「支援基準」(平成26年国土交通省告示第981号)に基づき支援の判断を行う。

政策的意義

- 我が国の知識・技術・経験の活用、海外市場への事業者の参入が促進されること
- 事業の受注又は円滑な運営のために、機構による支援が有効であると見込まれること
- 我が国の外交政策・対外政策との調和がとれていること
- 環境社会配慮が行われること

民間事業者のイニシアチブ

- 海外展開に意欲のある事業者への後押しとなること
- 民間事業者からの出資等の資金提供が行われると見込まれること
- 民間事業者と連携の上、機構が事業参画を実施し、必要に応じて役員・技術者を派遣すること
- 民業補完性に配慮し、機構が我が国事業者との間で最大出資者とならないこと。ただし、機構が我が国事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない

長期における収益性の確保

- 対象事業を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること
- 客観的な需要予測を含むデューデリジエンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれること
- 事業終了時における資金回収が可能となる蓋然性が高いこと
- あらかじめ撤退に関する関係者間での取り決めを行っていること

他の公的機関との関係

- 他の公的機関(JBIC, JICA, NEXI 等)との間で十分な連携の下に適切な役割分担が行われていること

他の官民ファンドの業務完了期限と検討の実施時期

- JOINは、業務を完了した時には解散する旨をJOIN法に規定(第37条)しているところ、以下の理由から、あらかじめ具体的な業務の完了期限を明示することはしていない。
 - ①20～30年以上に亘る長期のプロジェクトを対象とすること。
 - ②その期間を通じ、相手国政府の信頼も確保しつつ出資・事業参画を行うこと。
- これに替わる措置として、5年ごとに、機構の組織及び業務の在り方など法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置(解散含む。)を講ずる旨の規定(附則第4条)を置いている。

組織名	設立日	見直し期限	業務の完了期限(設立からの年数)
産業革新機構	平成21年 7月27日	平成28年 3月31日	平成37年3月31日(約15年)
農林漁業成長産業化支援機構	平成25年 2月 1日	法律の施行後3年めど	平成45年3月31日(約20年)
地域経済活性化支援機構	平成25年 3月18日 (企業再生支援機構から商号変更)	法律の施行後5年以内	平成35年3月31日(約10年)
民間資金等活用事業推進機構	平成25年10月 7日	なし	平成40年3月31日(約15年)
海外需要開拓支援機構	平成25年11月25日	平成33年 3月31日	平成46年3月31日(約20年)
海外交通・都市開発事業支援機構	平成26年10月1日	法律の施行後5年毎	なし

○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成26年法律第24号) 抄

第37条 機構は、第23条第1項各号に掲げる業務の完了により解散する

附則第4条 政府は、この法律の施行後5年ごとに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。